

論 説

銀行ディスクロージャーと金融の国際化

紀 国 正 典

I. 銀行ディスクロージャーの後進性

銀行ディスクロージャーは、一般に、遅れているといわれている。ディスクロージャーとは、企業の経営内容やそれを示す財務指標などの情報を開示・公開することである。情報の開示先は、証券市場を対象にする場合や、政府や行政当局に対する場合、裁判所などの開示命令で行う場合、企業の労働者、債権者に対する場合、それに国民一般の公衆に向けて行う場合等、様々なタイプがある。さらにディスクロージャーの方法についても、企業の自発性に委ねる任意のディスクロージャーと何らかの法令権限による義務的・強制的ディスクロージャーに分けることができる。ここで遅れていると言ったのは、公的当局に対するそれではなく、誰もが情報を知ることのできる公開という意味で、そして、義務的な方法で、ディスクロージャー水準が低いということである。¹⁾

この基本的原因を銀行業の特殊な性格に求める意見は多い。制度としての銀行業、すなわち一国の中央銀行に統括された金融体系のもとにある銀行業は、その国の通貨量や資金量に影響を与え、物価や景気に作用する力をもった戦略装置であった。このため、政府や金融当局の強力な規制と監督の下に置かれ、

1) 銀行ディスクロージャー規制についての国際比較調査を行った研究によっても、情報公開という点で、銀行ディスクロージャーは遅れている。Connie M. Friesen, *International Bank Supervision*, 1986. この調査結果の紹介・検討については、拙稿「国際金融の安全性・健全性と規制・監督システム——C.M. フリー センの国際比較調査の検討」『高知論叢』第32号、1988年7月をみよ。

装置としての安全と安定を保つために、預金者や公衆の「知る権利」を排除してきたのである。しかし、この強い規制と監督の代償として、少なくとも預金の安全は図られた。加えて、銀行の財務データの完全な公開を進めれば、銀行業務がより不安定になり、経営に対する決定的な打撃になることを心配する意見もある。いわゆる商業銀行制度は、銀行の経営資源の多くを短期的性格の預金に依存させており、少しでも悪い情報が流れれば、「取付」騒ぎに発展し、銀行制度全体を揺さぶるかもしれないからである。²⁾

銀行ディスクロージャーが制度的に遅れていると言ったが、一般の企業のそれが進んでいる訳でもない。たとえば、国連が多国籍企業に対する統制手段の一つとしてディスクロージャーに注目し、各国のディスクロージャー水準のデータを集めた際に、外国企業の子会社にディスクロージャーを要求する法律がほとんどののは当然として、国内でのディスクロージャー水準もきわめて低いことに驚いている（アメリカを例外として）。³⁾そもそも、多国籍企業統制としてディスクロージャーが注目されるようになったのも、1970年代後半に、国際事業取引に伴う賄賂や不正利益、非合法支出が国際世論の批判を浴びるようになってからである。銀行ディスクロージャーはそれよりさらに遅れているということになるのであろうか。

かくして、最もディスクロージャーが進んでいると言われているアメリカでさえ、株式取引所などの有価証券市場についてのディスクロージャー政策の文献は多いが、銀行の財務情報のディスクロージャーについての研究がほとんどないと、著名な国際金融論研究者に嘆かせるほどなのである。⁴⁾

しかし、最近の金融の国際化・自由化の急速な進展は、新しい局面を作り出している。銀行ディスクロージャーが一躍注目されるようになってきたからである。

2) J.Guttentag and R.Herring, *Disclosure Policy and International Banking*, *Journal of Banking and Finance*, 10, 1986, p.76.

3) Cynthia Day Wallace, *Legal Control of the Multinational Enterprise*, 1982, pp.139-140.

4) Guttentag and Herring, op. cit., p.75.

日本においては、民主的な会計学者や金融論研究者による研究成果が、少なからずある。

累積債務危機が、銀行規制の新しい方法としてディスクロージャーの位置を高めたのである。アメリカでは、メキシコ債務危機を直接の契機に、従来の公的当局による銀行規制と監督がオーバー・エクスポートをチェックできなかったことに批判が強まった。この動きを反映して、議会の圧力で、3つの連邦規制機関（FRB, FDIC, 通貨監督官）が、それまでの政策を転換することになる「共同メモ」を1983年に議会に提出したのである。それは、対外貸付の規制と監督の改良計画の1つとして、ディスクロージャーの役割を引きあげ、銀行のカントリー・リスク・エクスポートを公開（public disclosure）しようというものである。この構想は政策として日の目を見なかったが、一般的な情報公開を示した点や、銀行比較が可能なディスクロージャー標準様式を設定した点、エクスポートの明確な定義を行った点など、画期的なものであった。⁵⁾

直接に債務危機と関係ないが、銀行ディスクロージャーへの関心を高める別の動きもある。多国籍企業に対するディスクロージャー勧告をまとめたOECDガイドラインの解説（clarification）が、銀行業と保険業という特別の分析項目をつけ加えて、1988年3月に、更新・完成し、OECDで合意されたのである（その内容については、銀行業のディスクロージャーにかかわる部分だけ訳出し、参考資料として最後に添付した）。⁶⁾

このような新しい動向を反映して、研究面でも銀行ディスクロージャーを積極的に支持する論調もあらわれはじめている。この小論は、これらの見解を整理しながら、新しい局面での銀行ディスクロージャーの積極的位置づけを試みようとしたものである。

5) Friesen, op. cit., p.13.

6) *Multinational Enterprises and Disclosure of Information*, OECD, paris, 1988. この論文のおわりに添付した訳は、この本の金融サービスに関する特別説明だけを抜き出したものである。関係する限りで、一般的説明の結論部分を参考として訳出してある。

II. 銀行ディスクロージャーの意義と目的

規制・監督当局によって手厚く保護され、国民大衆に対する特権的な情報障壁のもとで、大量の資金を集中し強大な貨幣権力を秘密裏に行使する、これがわたし達がいだいている大銀行業のイメージである。金融の国際化・自由化は、このようなイメージの大銀行業に対して、「営業の秘密」の公開を迫るというのであるから、大いに興味をそそられるところである。いったい、どのような事情と根拠で、そしてどのような目的で銀行ディスクロージャーが提起されているのだろうか。

しかし、その前に、一般の企業に対するディスクロージャー政策が、なぜ、どのような目的で発展させられてきたのかを知れば、銀行ディスクロージャーを考える一助となろう。

ディスクロージャー政策の国際比較調査を試みた研究によれば、その政策目標は4つに分類できるという。⁷⁾ 投資家保護（protection of investor）、市場の効率性（market efficiency）、企業管理（corporate governance）、公共の利益（broader public policy）の4つである。

企業情報の義務的ディスクロージャーは、最初は、有価証券を発行して資金を調達する資本市場の発展の副産物として生まれてきた。

独占資本主義下での有価証券発行市場は、「帝国主義論」の著者の指摘するように、自由市場ではなく、価格操査や不当表示、情報操作や内部情報の独占利用などの手段によって創業者利得やキャピタル・ゲインを金融資本が獲得する「金融術策」の舞台であった。ディスクロージャーの第1の目的は、このような特権的な企業や証券業者の不正な営利活動から、一般投資家や情報アクセスの乏しい零細投資家を保護することであった。このためには証券価格に反映する企業財務内容や新規証券の発行内容等の情報は正確・公平・一般的に流さ

7) Christian J.Meier-Schatz, Objectives of Financial Disclosure Regulation, *Journal of Comparative Business and Capital Market Law*, 8, 1986, pp.219-248.

れなければならない。古典的な形で投資家保護としてのディスクロージャーを、はじめて定式化したのが、1930年代の米連邦証券法や証券取引法であったことは、アメリカが最もディスクロージャー水準の進んだ国であることを象徴的に示している。

第2にいう、ディスクロージャーが市場の効率性を促進するというのは、要するに、企業経営について正確で豊富な情報が与えられる程、投資家の合理的な投資決定が可能になり、資本資源の効率的な分配に導かれるということである。先の調査論文は、分配的効率性以外に、ディスクロージャーの機能として、一般に不足する傾向にある情報を豊富に供給できて情報仲介コストを引き下げる、民間の情報調査活動の重複と無駄、浪費を防止できること、投資家と情報仲介者が安価により速く情報データの分析をできること、義務的標準化によってデータ比較が容易になり個別情報の価値が高まること、最後に内部情報の独占的利用を防止できて資本市場に対する信頼が高まることを挙げている。最後のメリットは投資家保護と共通する部分でもある。

この市場効率性という機能が、ディスクロージャーの政策目的として一般に市民権をもち、研究者などの支持をえているのは、アメリカである。組織的に資本市場が最も発展していることを映しだしていて、興味深い。

企業管理の促進とは、株主が経営や財務に関する有用な情報を提供され、事業の動向に知的で適確な決定が可能になったり、管理者の不正行為を発見できることである。ディスクロージャーがこの機能をもつという。財務情報が、このような直接統制に役立つか、先の調査論文は批判的である。

公共の利益を政策目的とするディスクロージャーに分類されているのは、一般公衆に対する情報公開と、企業と特別の利害関係にたつ労働者と債権者に対する情報公開である。このような大衆的・公共的なディスクロージャー政策目的が多くの支持をえて、アカデミックな議論でも中心的役割を果たしているのは、先の調査論文によるとヨーロッパである。

投資家や株主と違う存在である一般公衆が情報提供されるべきであるというのは、経済や社会に様々な影響力をもつ大企業に対しては、一般公衆も情報を与えられる法的権利をもっているというのが、その論理である。資本市場が組

織的に未発展であるヨーロッパでは、大企業をふくめて企業の財務情報が資本市場を通じて充分に提供されることがないので、社会的影響力の強い企業をディスクロージャー対象に包括させるために発生してきたのが、この論理であるという。事実、資本市場の未発展であった日本でも、ディスクロージャー要求が社会的に高まったのは、大企業による投機、物価つけ上げ、公害などの反社会的活動に対する大衆的批判からであった。

一般公衆に対するディスクロージャー機能として、その調査が紹介するのは、企業についての必要な情報を供給する情報機能、企業分野についての公衆の知識と信頼を高める信頼機能、企業の事業活動を評価し、経営行為を監視する統制機能、この3つである。

債権者に対するディスクロージャー機能とは、債権者が、債務者の財務条件について必要な情報提供を受け、債務者の予期せぬ不払からみずからを保護することである。零細債権者にとっては重大関心事となろう。労働者についても、同様の論理で雇用者の財務状況について情報をえて、突然の不払から自分を守る権利をもつという。

ディスクロージャー政策目的に関する国際比較調査は、ディスクロージャーが、小数の裕福な投資家保護という狭い機能から、一般投資家層による資源配分機能というアメリカ型や、一般公衆による公的監視機能というヨーロッパ型に分化しながらも、企業情報を公開することにいろんな利害関係をもつ人々をふやし、情報提供を要求する人々の範囲を拡大し、その機能の社会的性格・公共的性格を強めて発展していることを、教えている。

その背景となっているのが、資本の集積と集中、信用制度の発展によって、ますます多くの経営資源やそれにともなう生産・経営情報が大企業や企業のもとに集中されるようになっていること、そしてそれにともないます社会的性格をもつ情報が企業の手のなかで「営業の秘密」という装飾によって「内部情報化」され、大企業の特権的利益を保障していることである。この情報独占に対して、様々な階層や立場から、たとえば自由主義的立場からも、反独占的立場からも、国民的な反発と反作用が高まり、情報公開要求を強めるようになるのである。

企業に対する一般のディスクロージャーについてわかったことは、手段として同一という性格上、銀行ディスクロージャーにも共通することがあろう。そのことを参考にして、以下で銀行ディスクロージャー積極論者の見解を整理することによって、金融の国際化・自由化が銀行ディスクロージャーを、なぜ、どのような目的で必然化させるのか、これを追ってみよう。

まずは、監督・規制無力説と名づけることのできる見解である。⁸⁾ この見解は、銀行の安全性・健全性を促進する立場から、銀行ディスクロージャーの効果に注目するものである。だから、その目的で、現状の規制・監督が充分かつ有効に機能しているならば、ディスクロージャーは有益でないと考える。しかし、現実には、銀行によるエクスポートの行き過ぎや破産を防ぐという点で、銀行規制・監督当局の管理能力の限界が事実によって示されたのであるから、それに代替して、そしてそれを補完して、銀行ディスクロージャーが信用崩壊防止の役割を果たすべきであると、主張するのである。

この立場によれば、銀行ディスクロージャーの進展、すなわち銀行の経営情報の公開の促進は、決して、銀行に対する取付リスクを引き起こすものではなく、まったく逆に、その危険を少なくするとともに、連鎖崩壊の流れを弱めるものなのである。なぜなら、義務的ディスクロージャーによって、預金者や債権者が経営の安定度・安全度を正確・客観的に評価できる情報を把握していれば、「うわさ」や誤解、間接的なチャンネルを通じた情報の歪み、などが生ずることは少くなり、その程度で、預金者や債権者があわてさせられることもなくなるからである。しかも、かんばしくない情報を前もって知らされていた上での預金行動は、わけもわからずいっせいに各銀行を襲う取付けとなることを防ぐからである。金融の自由化とイノベーションの進展は、一方では従来の規制・監督方式ではとらえようもない業務と分野を拡大させ、他方では国際的規模での相互参入と過当競争を伴い、銀行業の不安定性を高めている。この金融局面を反映してあらわれたのが、この銀行ディスクロージャー論といえるであろう。

8) Guttentag and Herring, op. cit.

次の見解は国際金融規制適合説と呼べるものである。すなわち、銀行ディスクロージャーこそ、ユーロ市場を舞台とした国際金融業務の規制・監督に最もふさわしい方式であると主張するのである。⁹⁾

国際金融業務の中心は、自明のことであるが、各種の金融規制から自由なユーロ市場である。そして、このユーロ市場が、そこに参加する銀行の一般的匿名性の保護下で、銀行が相互に融資、再融資を繰り返し、銀行間金融の結びつきが連なる金融市場であることも良く知られている。この見解は、ユーロ市場の最もやっかいなリスク、そして最大の弱さが、この銀行間市場の信用情報のとぼしさであると警告し、ここに第一の銀行ディスクロージャーの意義を強調するのである。

銀行間信用の連鎖は、個々の参加者の流動性を最後の借入人の金融力に依存させる不安定な構造であることに加えて、参加ユーロ銀行は融資した資金が、どのように、何のために、どこで、誰が、最終的に利用するのか、まったく知らないのであるから、信用リスク評価は不可能であるし、いつの間にか同一の借入人に過剰貸付を行ってしまうかもしれない。銀行ディスクロージャーは、この銀行間信用関係を透明なものにし、銀行自身にリスク評価と安全対策を可能にさせ、信用制度全体の安全と安定に寄与するというわけである。

この見解が強調する第二の銀行ディスクロージャーの意義は、前述した規制無力説に近いものである。つまり、国際的なユーロ市場を軸とした国際金融市场に対して、伝統的方式での直接の規制・監督では、国際的合意の困難さと規制を強制できる機関の不在、加えて、より軽い規制条件の国を国際ショッピングする銀行行動のため、そもそも解決不可能であり、また無理に強制したとしても、コストがかかるだけである。それよりも、間接的になるが、銀行ディスクロージャーによって、銀行業の健全度・安全度を高める方式が、継続性、長期的影響力という点で、さらにユーロ市場の金融能力を損わないという点で、すぐれている。こういうことである。

9) Ronald David Greenberg, *The Eurodollar Market: The Case for Disclosure*, *California Law Review*, vol. 71, 1983.

第三の意義は、そのことと関係するが、ディスクロージャーは銀行にとっても望ましいということである。前述したように、正確な銀行間信用情報を供給できるであろうし、銀行業そのものに直接の規制を加えるのでなく、その創造的営業活動を保障するものだからである。

これまで紹介してきた銀行ディスクロージャー積極論の根拠を包括的にふくみながら、さらに預金者、投資家保護の視点を強調した見解もある。¹⁰⁾ この見解は株主や預金者が、自分達の資金がどのように使用されているのかを「知る権利」があることを強調し、銀行の公表する財務内容も大衆の信頼を維持するために市場の実勢をあらわす「時価方式」で行うべきことを主張する。そして、具体的に銀行間金融のポジションも含めて、カントリー・リスク・エクスポートジャヤー、貸倒準備金、主要な預金源泉と自己資本金、流動性比率と為替高比率について、完全で正確なディスクロージャーを要求するのである。

この見解は、さらに、これまで他の論者が注目してきた情報公開のリスク規制効果論をあわせもち、ディスクロージャーが完全で正確であれば、金融市场はゆき過ぎたリスクを発生させている銀行にペナルティーを与えるよう機能する、という。しかも、この見解の特徴は、市場のリスク規制効果を国際的な規模と範囲で最大限発揮させるために、国際金融市场で債権国の立場に立つ国の財務会計と公表様式を国際的な統一基準で行い、銀行の財務内容や国際貸付の国際的なリスク評価を可能とする「国際統一ディスクロージャー」を提案していることである。

多国籍銀行業の国境をこえた相互参入の深まりと資金の自由な国際的移動によって、国境や国民通貨によって分断されない国際金融市场が形成され、実際に大きな影響をもつ程に発展してゆけば、それに促され、そして、その進展に対応する程度で、何らかの形で、銀行取引や銀行財務基準の国際的調和が進行せざるをえないであろうが、この見解は、それがディスクロージャーを強める

10) Friesen, op. cit., フリーセンのディスクロージャー論、および国際金融規制論を紹介、検討したものに、拙稿「多国籍銀行業と国際金融規制」『高知論叢』1989年3月、がある。

方向で進展しないと国際金融の安全性・健全性は危ういことを指摘しているものと、評価できる。

最後に、見解ではないが、多国籍企業や銀行に対する統制手段としてディスクロージャーを提案したOECDガイドラインの立場もある。¹¹⁾ その目的は、反独占規制の立場から、多国籍企業の反社会的事業活動を監視、統制することであった。その意味で、ここでのディスクロージャーの政策目的が「公共の利益」であることは、はっきりしている。ガイドラインの指示するディスクロージャーは、企業の構造、営業の地理的範囲、経営業績、新規投資、資金の源泉と使用方法、各地域での使用者数、研究開発費、グループ間のプライシング政策、財務政策の9項目にわたる包括的なものである。多国籍銀行業に対しても、一定の修正の上、適用されることになる。

本稿の課題との関係で注目されるのは、ここで勧告されたディスクロージャー水準は、各国の国民立法で定められているディスクロージャーへの追加として提起されていることである。すなわち、国際的に資本の集積・集中した企業は、それだけ国際社会に与える影響度が大きく、国内基準よりも程度の強い国際的ディスクロージャー統制に服すべきであるということである。金融の国際化が、銀行ディスクロージャーを必然化させる法則性をここにもみることができる。

以上、四つの見解と立場について、銀行ディスクロージャーの積極根拠をみてきた。

これらの共通認識から、銀行ディスクロージャーが強く要求される背景には、これまで銀行ディスクロージャーを制約してきた特殊事情、すなわち、一国の金融主権による公的な規制・監督体制下で閉鎖的に管理されてきた銀行業の特殊性格に、一大変化が生じていることを知ることができる。銀行ディスクロージャーを要請している事情とは第1に、従来の規制・監督システムが有効に機能しない状況が生まれていること、第2に、この国内の規制、監督の機能不全を惹きおこしているのが、一国レベルでの規制を回避、空洞化させながら膨張しているユーロ市場であり、それに促進された先進国のオフショア市場などの

11) OECD, op. cit.

自由市場であり、この圧力で強要されている金融の自由化であり、さらにそれを梃子として進んでいる各国の金融市场の国際的な統合化なのである。第3にこの国際的に統合した金融市场を有効に統制するためには、各国の規制不均等に伴う特有の困難性や事情があり、これらの困難の一つの解決方法として、ディスクロージャー型の国際金融規制が要望されていることである。第4に、各国の国内金融資源や金融業務そしてそれにともなう金融情報を、国民や国民的規制機関の手の届かない、しかも目にみえないところへ国際的に集中・集積する国際金融業務に対しては、諸国民による反発や社会的な反作用として情報公開要求が強まることも、法則的必然だからである。

諸国民の煩雑な規制と統制を空洞化させ、国際的な規模で「営業の自由」を獲得した多国籍銀行業は、リスクとデメリットの多い営業行為の代償として、国際社会による「営業の秘密」への介入を許さざるをえないのである。

一種の国民的統制産業であった銀行業は、その統制装置をはずされ、金融主権の保護から脱皮するのであるから、一般の自由企業と同様に、同じ水準のディスクロージャーの適用を受けるということになる。先に紹介した論者達が、銀行ディスクロージャーの政策目的に、預金者（投資家、債権者）保護、市場の効率、公共の利益と、一般の企業に対するそれと同じものを掲げていたのも偶然の一致ではない。

銀行ディスクロージャーは、預金者が自己の資金の流れを把握することを可能にし、預金保護のために監視効果を高めるであろうし、資金が管理・運用技術やリスク管理能力の高い銀行へ流れて、この水準の低いところへペナルティ効果が作用するであろうし、それよりもいっそ市場の効率性に寄与するのが、不透明性ゆえに資金保護のため行われていた満期の短期化政策が是正されるし、怪しげなうわさや予想による資金移動の過剰な反応が少なくなるであろう。このようにして、金融システム全体にとって最も重要な公共目的である金融の安全性・健全性、さらに効率性が獲得できるのである。

しかし、銀行ディスクロージャー水準は、通常の企業に対するそれと比較するならば、銀行業務の一般的・社会的性格のために、本来、高く設定されなければならない。

銀行業の第1の性格は、一般的等価性をもつ貨幣資本の仲介業務であるということである。すなわち、産業、分野、個人を問わず、社会のすみずみから貨幣資本を調達し、社会のいろんな部面や利用者に分配する機能である。それゆえ、銀行は大量の貨幣資本の集積所となり、投資家概念より広い預金者大衆に密接な責任関係をもち、貨幣資本の利用者大衆に広範で重大な影響力をもつ。そして、大量の貨幣資本が集中すればする程、このような仲介業務の社会的・公共的性格は強まる。

第2に、間接的仲介業務であるということである。証券業務のように投資家が直接に資金の行き先や条件を知ることのできる仲介ではなく、銀行の運用、管理投術にゆだねられた仲介業務なのである。そして、大量の貨幣資本を仲介すればする程、この業務は公衆に責任をもった社会的一般管理技術の性格を強める。

第3に、ますます社会の生産や分配に関する情報の集中する情報産業であるということである。機械化が進行すれば、決済や資金の移転の業務は自動化される。その結果、資金運用に必要な生産や分配に関する情報の収集、仲介、応用が銀行の主要業務になる。これらの業務に必要な情報が銀行の社会的仲介ネットワークによって集められれば、それだけ情報の社会的性格が強められる。

銀行業こそ、情報ディスクロージャーを運命づけられた業務であるといえよう。加えて、規模が国際的になれば、それだけ、ディスクロージャーを逃れられないのである。

III. 銀行ディスクロージャーのコストと限界

ディスクロージャーが最大限有効に機能するために考えられる原則とは何なのか、銀行ディスクロージャー積極論者の意見をもとにまとめてみよう。

第1に、当然、義務的ディスクロージャーでなければならない。銀行の自発性、任意性にゆだねておけば、都合の悪い情報や競争上不利益になる情報が公開されないし、銀行がそれぞれバラバラな情報を発表しても、情報の価値はなくなる。銀行全体にとって、同じ水準の、同じ程度の情報公開が義務づけられ

なければならない。

第2に、事前ディスクロージャーでなければならない。預金者や一般公衆が知りたい情報が、銀行経営に何か問題があつてから事後的に要求される場合には、銀行による情報提供も困難で、しかも「取付」騒ぎも起きやすい。一般に、金融危機の時に情報公開要求が強まり、温和な条件の時にはそれが弱くなる傾向にあるが、問題が起きる前から不断に情報が知らされていれば一般監視効果とそれによるリスク防止効果も高く、しかも悪いニュースが明らかになった場合でも「取付」や銀行危機波及作用を弱めることができる。

第3に、そこから適時・継続性の原則がうまれる。預金者や一般公衆が知りたい情報が、知りたい時期に、そしてその情報によって現実の生きた動きを知ることができる時期に、さらにその判断によって行動をおこせる時期に、提供されるべきである。事後処理的報告ではディスクロージャー効果はなくなる。さらに、同じ水準の、同じ様式の情報が連続的に関係をもって提供されるべきである。そのことによって追跡調査が可能になり、正確な予想を立てることができるからである。

第4に、銀行の公開する情報は、同一標準、同一様式、同一時期でなければならない。そのことによって、銀行の経営指標や動向の正確な相互比較が可能になるからである。相互比較のできないバラバラな情報では、ディスクロージャー機能は薄れる。

第5に、公開される情報の範囲はできる限り広く、総合的であることが望ましい。狭い範囲の情報では、正確に銀行経営の総合的な動向を把握できないだけでなく、一面的な理解が大きな動搖をさしこうことが起りうる。総合的で客観的な情報が提供され、一般公衆はそこからいろんな可能性を考え、判断材料として各自にとって必要な情報を選択できることが、情報公開による過剰な反応を防ぐことができる。

しかし、以上の最もディスクロージャー効果の高い原則を実行するには、銀行や規制・監督当局の反対や抵抗、実行に伴う企業や監督当局の費用、さらには社会的費用、その他の様々な困難など、いわゆるディスクロージャー・コストを考慮しなければならない。現実のディスクロージャー水準は、このベネフィッ

トを主張する預金者や国民大衆と、ディスクロージャー・コストを主張する銀行との狭間で、揺れ動くことになる。

ディスクロージャー・コストの第1は、情報公開を行うういの銀行にとっての直接の事務費用である。しかし、すでに規制・監督当局がその権限にもとづいて、詳細な情報提供をさせているのが通常であるので、この公開費用はきわめてわずかになる。

同様の理由で、国際的統一ディスクロージャーを実行する場合でも、多国籍銀行業者がすでにそれぞれの本国で、規制・監督当局に対して情報提供していること、さらにBISなどの国際機関に定期的に報告していることを考えれば、この公開コストもたいしたものではない。

第2に、あらたな様式や方法のディスクロージャーを導入する場合や、比較が容易な標準様式を実施する場合には、追加コストが必要になる。確かにこの追加コストは小さいものではないが、しかしその性格からして一過性のものであって、これ以降の標準化のもたらすディスクロージャー効果を考えれば、社会の受けける利益の方がはるかに大きい。

第3に、最もやっかいなコストが、情報ディスクロージャーを行った銀行が競争上の不利益を一方的に被る場合である。公開された情報がその銀行にとって独占的価値をもつ場合や、同じ水準のディスクロージャー規制の適用のないノン・バンク金融機関や外銀との競争関係において、このコストは大きくなる。

国内レベルならば、類似した営業を行っているすべての関係機関に同じ水準のディスクロージャーを厳格に実行することによって、解決が可能である。

各国のディスクロージャー規制の不均等性による競争的不利益の調整は困難ではあるが、相互に各金融市場に参入している国際銀行業内部からその競争条件の統一要求がおこるであろうし、影響力の大きい国際金融センターの位置にある国で情報公開の民主的要求が強まり国際的に波及するか、あるいは諸国民がディスクロージャーの国際標準を目的に連合するか、いずれにしろこの調整は不可能ではない。また、たとえ、一国レベルで進んだ情報公開に踏み切ったとしても、それがその国の銀行業のリスク管理能力や情報収集能力を強め、

健全度や安全度についての信頼関係を国際的に高め、その国の銀行の国際競争力を引きあげるであろうし、それによってこの国の社会が受ける利益も大きいであろう。

これまで、ディスクロージャーを一定の政策目的を達成しうる機能をもつものと前提してきた。しかし、ディスクロージャーそのものはその目的を達成するための間接的な手段にすぎない。ここに、ディスクロージャーの政策効果としての限界がある。

すなわち、第1に、情報が公開されたからといって、そして情報提供を受けたといっても、ただそれだけのことであり、現実・直接に政策効果をもつわけではないし、それを強制するわけではない。一定の政策効果を発生させるには、他のフィード・バック装置と方法が必要なのである。

第2に、間接的な手段であるので、それによって実行しうる政策目的は多様である。それゆえ、この政策目的が相互に対立・矛盾することも起こりうる。たとえば、資金の効率的運用が選別融資を強めて資金の公共的運用と対立するとか、公開市場要求と反独占的市場規制との対立等も考えられる。

このような限界があるといっても、住民参加による金融の民主主義の物質的条件をつくるのであるから、ディスクロージャーの価値は絶大である。

[参考資料]

多国籍企業と情報ディスクロージャー

——OECDガイドラインの説明

Ⅲ. 特別説明：金融サービス

ガイドラインの紹介の8と9の項目で述べられたように、これらはすべての多国籍企業へ、そして、関係する場合には国内企業にも、その活動の性格、構造、領域がどのようなものであれ、商業、工業、サービス分野であれ、呼びかけられたものである。そうであっても、サービス業についてのガイドラインに関して、その部門のある特殊な性格のため、特別な諸問題が発生するであろう。そのような諸問題は、特に、情報ディスクロージャーの分野で認められる。次の章は、銀行業と保険部門で生ずる財務会計と財務報告上の特殊な問題を取り扱う。

A. 銀行の情報ディスクロージャーへのOECDガイドラインの適用

ここで取り扱われる問題は、情報ディスクロージャーのガイドラインに含まれている財務会計概念が、銀行や類似の機関へ直接に適用される際の内容である。

情報ディスクロージャーに影響する銀行の特殊な性格に関して、主要なポイントは次のようにまとめることができる。

- a) 銀行はサービス産業である。それゆえ、それらの固定資産はそれらの事業の総売上高と比較して普通は小さい（すなわち、資本集約度は低い）。他方、人件費は高い。
- b) 銀行は設立された国の通貨の流れに影響する機関である。それゆえ、すべての国の政府は、それらの諸活動を規制するだけでなく、銀行が定期的に当局へ提供する情報も規制することが望ましいと思っている。加えて、多くの国では、銀行の財務報告は金融当局の定めた法律や規制の特別のルールに服し、それゆえ、他の事業のそれとは違っているし、国ごとにも異なっている。

c) 普通、銀行という名でグループづけされる職業は実際にはいくらか雑多であるけれども、国際的規模の銀行業の多くは、「総合銀行（universal banks）」か、あるいは「貯蓄銀行（deposit banks）」である。すなわち、事業の大部分が、預金を受け入れ、各種の期間で信用を供与することで構成された機関である。その結果、資金の流入・流出運動はとても巨額であり、一定期日でのそれらの資産水準（バランス・シート）、および銀行がその顧客から得る額（経営業績）のどちらと比較しても、全体としてきわめて高くなる。次の段落で、ディスクロージャーにとって最も重要な意味をもつと思われる情報のタイプを選別するため、以上の諸性格からある結論が導き出される。

これらの特殊な性格から、銀行へのガイドラインの適用方法の選択の際に、考えなければならない2つの指導原理を強調することが重要である。

- i) 公衆に有益な情報を提供する1つの目的を、多国籍企業の理解を深めるという一般的なフレームワークで考えれば、銀行業によって公開される情報は他の企業の行うそれと可能な限り同等であるべきである。
- ii) 他方で、調査されたすべての国や国のグループ（EEC）では、財務諸表の重大な要素を銀行が公開することについては異なった基本原理の作成が必要であると考えられている。

ガイドラインの勧告に従うさいに、一般的説明では解決しない困難を銀行がもっていることを、2つの項目について認めなければならない。すなわち、これらの困難が生じるのは「販売（Sales）」についてであり、銀行サービスの場合に、このタームに与えられるべき意味に関してであり、そして同じ理由から、「経営業績（operating result）」についてである。それ以外の諸項目のなかには、たいていの銀行にとって比較的限られた重要性しかもたないものも見うけられる。これは特に、「新規投資」と「研究開発費」についての場合である。

1. 特別の説明を要しないディスクロージャーの勧告

i) 企業の構造

この項目についての一般的説明は、充分に銀行に適用される。

(一般的説明の結論部分)

全体としての企業の構成が明らかにされるべきであり、そして、ディスクロージャーはその経営部分の間の結びつきの全体像を提供するために行われるべきである。この情報は連結財務報告で提供されるべきであるが、これらが発行されない場合には、他の手段によって、例えば個々の経営部分の財務諸表によって全体としての企業をあらわす方法がある。

ii) 事業活動と地理的範囲

ディスクロージャーに関するガイドラインの ii) の項の内容、そして、それゆえ脚注も充分に銀行へ適用されうる。

(脚注の部分)

情報ディスクロージャーのガイドラインの目的にとって、「地理的範囲」とは、それぞれの企業の決定にまかせた諸国家や個々の国のグループингを意味するようにすることが、いろんな状況に対して妥当性をもつ。すべての企業に対して、あるいはすべての目的にとって妥当性をもつグループングの単一の方法はないのであるから、一企業の考慮すべき要因には、個々の国や地域で行われている経営の重要度、および競争への影響度、地理的近接性、経済的密接性、事業環境の類似性、さらにいろんな国にまたがった企業経営の性格、規模、相互関係の程度がふくまれるであろう。

iii) 新規資本投資の意義

新規資本投資についての一般的説明は充分に銀行へ適用される。事業水準と比較して銀行の有形固定資産の規模が比較的小さいことを考慮すれば、「新規資本投資」のディスクロージャーが銀行活動にとってもつ重要性は限られていることが認められる。それにもかかわらず、ある状況においては、新規資本投資のディスクロージャーは、特に多国籍銀行業に関して、本国内におけ

る，そして新しい現地国や将来の現地国内部における地理的浸透の重要な指標になるかもしれない。加えて企業がノン・バンキング活動に従事する場合に，新規資本投資の情報は有用であり，一般的説明に従って公開されるべきである。

(一般的説明の結論部分)

経常資産以外の資産で，企業活動で継続的に使用される目的の資産の獲得，更新，改良のための支出。公開される場合には，有形資産，無形資産，金融資産と区別されるべきである。

iv) 資金運用表

「資金運用表」についての一般的説明は充分に銀行へ適用されうる。

(一般的説明の結論部分)

「資金運用表」によって公開される情報は，現金あるいは現金相当物の動き，運転資本あるいは事業外部の当事者との金融取引の動きを示すべきである。企業経営から供給され，使用される資金は「資金運用表」とは別固の書類で提供されるべきである。臨時の，例外的な項目も別固の書類で公開されるべきである。それぞれの企業は，状況に応じて最も情報を与えるような「資金運用表」の様式を採用すべきである。

v) 平均従業員数

一般的説明で与えられた「平均従業員数」の定義は，銀行部門に特別の問題をひきおこすとは思われない。

(一般的説明の結論部分)

会計年度間の，企業によって雇用された人々の平均人数。平均を計算するための方法は従業員の平均人数の公正な評価を行うべきである。この平均は季節雇用，臨時雇用とパート・タイム雇用を反映すべきである。そして，これらの要素が重要であるならば，これらの雇用とそれらを評価するのに用いた方法は，企業の公表する報告書で示さるべきである。

vi) 研究開発費

製造業に関しては、研究開発費はその生産性、競争能力、そして成長を維持し、改良するための企業の能力を明らかにすることができます。金融イノベーションと金融技術にむけた技術開発の有効性を否定しないが、銀行自身の行う研究開発費は、あまりに少なすぎて、系統的に言及する必要がない程である。

「研究開発費」の一般的説明は銀行へ適用可能である。しかし、この項目での数字が、調査時期に重大な支出があった場合を除いて、銀行によって供給されないかもしれないことを認めておくべきである。

(一般的説明の結論部分)

研究とは次の共通の要素をもつものと考えられる。

- i) その作業が研究的性質をもつもの
- ii) その目的が新しい科学・技術上の知識を得ることであること。
- iii) 作業が計画的であること。

開発とは新しい、あるいはかなり改良された生産物や生産過程を、他の企業が販売・生産する前に生み出すために行う、研究発見や技術知識の転移である。開発には、実質的には新しい生産物や生産過程を作り出さない場合の、現在の生産物や生産過程の改良は含まれない。

研究開発費には、直接コスト（例えば原料と労働）、そして各国の慣例で許される程度で、間接コスト（例えば、減価償却、無形固定資産の償却、そして間接費用）が含まれるべきである。

企業は、政府補助金やその他に研究開発費として受けとった援助の財務会計上の取扱いを公表すべきである。

vii) グループ内の価格政策

この問題の考察にはどのような特別の説明も必要としない。一般的説明によれば、銀行やその他の企業が、グループ内価格に関する政策のディスクリージャー・ガイドラインの勧告に忠実に従うことが容易であることを示している。

(一般的説明の結論部分)

「グループ内価格に関して使用されている政策」の項目で、企業はその財務諸表に、グループ内取引のために価格を設定する際、行っている一般的方法を明らかにすべきである。特に、トランクスファーが市場価格に従って行われているかどうか、あるいはそのような価格が存在しない場合には、詳細に明らかにされるべきである他の方法に従っているのかどうか、企業は示すべきである。

viii) 連結財務をふくむ財務諸政策

一般的説明が、留保条件なしに銀行へ適用されうる。

(財務諸政策についての一般的説明の結論部分)

財務諸政策とは、企業が財務諸表を準備し、提供する際に使用する原理、基礎、慣例、規則、手続をふくむ。ある基本的な概念を適用するために基準の選択が企業によって行われる場合、そして、その選択が財務勘定で公表される情報に重大な影響を与える場合に、それらは、財務勘定のすべての項目に関係する。

使用されているすべての重要な財務諸政策は財務諸表で明確に公表されるべきである。財務諸政策は毎年一貫して適用されるべきである。例外的に、財務政策が重要な影響を生ずる程、変更されるならば、その変更はその理由とその影響度とともに公表されるべきである。

(連結財務政策についての一般的説明の結論部分)

OECDガイドラインで定義される多国籍企業は、ディスクロージャー・ガイドラインで述べられた勧告に従い、連結財務勘定を準備すべきである。連結のために用いられる方法について充分な情報が公表されるべきである。特に、次の情報は必要である。

- ある経営体を連結財務諸表に含めたり、排除することを決定する際に採用された原理。
- 子会社と系列会社を非連結にしたことを説明するために用いられた方法。

- 企業内取引の影響と相殺の財務上の取扱い。
- 企業の全体構成の変化。

ix) 情報のセグメント

一般的説明で与えられたセグメントの定義が充分に銀行へ適用される。

(一般的説明の結論部分)

異なった生産物やサービスの提供に従事している企業、あるいは主に企業外部の顧客と生産物やサービスで関係している異なったグループを、構成部分として区分するのは、事業の主要系列である。ディスクロージャーのために、構成部分の区分評価を行う時には、事業の重要度が評価されるべきである。

2. 銀行の財務勘定と財務報告に関する特別説明

i) 販売

銀行は、同一会計年度に、同一で同額の資金を受け、貸付けることができる。この企業が資金を貸付けるたびに「販売」が発生したと言えるだろうか？実際には、そのような活動で銀行が稼ぐものは、その年度にわたって1回切りでその資金を貸付けた場合と、ほとんど正確に同じなのである。この理由から、銀行にとっては、「販売」あるいは「総売上高」という項目は無意味であり、その活動水準をあらわすために、それに相当する概念を見つけなければならない。

すでに与えられた説明にてらして、銀行の場合には何が、他の企業の「販売」に最もぴったり相当する財務情報なのかを決定しなければならない。マネー・フローの反復性を考慮するならば、銀行と顧客の間で所有主をかえる資金や証券の総量を「販売」と考えることは現実不可能であり、それよりもむしろ、返済請求元本を上回って銀行が顧客に課するものを、それと考える方が可能性がある。この顧客へ課する額は主に、利子（一定時間に増加した資本の報酬）と、貸付業務にかかる手数料（作業の報酬）から構成されている。これら2つの種類の所得の性質による違いなどのようなものであれ、これらの総額が、製造業や商業の場合の販売に最も近似的に相当するに値する数字であろうと思われる。リース活動からの収入や、預金勘定のサービス手数料、為替と証券の手数料のような他の収入項目もある。それについても、この文脈でふれる。

取り引きが行われる場合に、その曖昧さの源は一掃される必要がある。あるいくつかの国では、課した利子と手数料から支払った利子と手数料を差引いたネットの数字を公表することが習慣である。これを商業関係の企業の販売に相当するものと取扱うことは困難である。総売上高あるいは販売を示すための数字が公表される時、購買は決して販売から控除されない。さらに作成された最も最近の標準化テキスト、すなわち銀行の年度勘定についてのEEC指令では、利潤と損失勘定は、控除なしの、「受けとった利子」と「受けとった手数料」の項目についてのグロスの数字を示さなければならない。

別の解説も必要である。課した利子と手数料、そしてサービス手数料について別固の情報を与えるようにするために、販売数字は一線上でか、あるいは2つの違った数字で与えられるのか？多くの国で、銀行財務データの公表を定めているルールは、これら2つの数字が別固に与えられることを要求し、上で述べられたEEC指令は区別が行われるべきことを表明している。

課した利子と手数料のような収入項目は銀行の活動規模の完全像を与えるではないであろう。この点については、新しい金融手段の利用をふくむ銀行の財務会計の調和に関する作業グループの継続中である活動へ、言及が必要である。

以上述べたことから、ディスクロージャー・ガイドラインの項目iii)の「販売」については、次の説明が与えられる。

「銀行部門の企業にとって、『販売』とは課した利子と手数料の総額を意味すると理解されるべきである。支払う利子と手数料は控除されるべきでない。一般ルールとして、グロスの販売数字は利子と手数料に分類されるべきである。加えて、銀行活動に関係する他の重要な経営収入も公表されるべきである」

ii) 経営業績

企業全体のレベルでの多国籍銀行業の財務勘定では、通常、集金された利子および手数料と、支払済みの利子および手数料の間のマージンの数字が与えられている。この額、すなわちフランスでは「銀行収入」と呼ばれ、合衆国では「純利子収入」と呼ばれているこれは、すべての事業収入を含んでいないけれども（ある種類の手数料は排除されている）、きわめて有用な項目である。しかし、それは銀行ごとに大きく異なる管理費用のような銀行コストの他の要素を

考慮していないので、生産性の完全な指標ではない。製造業や商業の経営業績、すなわち管理コストをとり除き、臨時収入や損失、そして税金を控除した事業収入、これに最も相当する額は、明確には示されないけれども、多くの国で銀行の財務報告から計算することができる。そして、それゆえ、それを銀行の経営業績を解明する最も一般的に受けいれられる方法と考えるのに、技術的な困難はないと思われる。

しかし、ある銀行と別の銀行との間には明らかにある不均等性がある。銀行が、顧客の支払不能によって惹きおこされる損失について同じ行動をおこすと必ずしもいえないからである。すでに発生した利子と資本の損失、あるいは将来的に顧客のポジションに生ずると銀行が考える損失は、ある場合には、経営業績を計算する前に借方に記入され、ある場合には臨時損失に計上され、ある場合には、利潤の控除で埋めあわせされもする。

もちろん、顧客の支払不能による損失は、銀行経営の特徴である。それゆえ、実際の業績は、この時期の引当金が取り除けられるまでは明白にはならないのである。銀行間比較に適応し、経営業績の正しい測定を行うためには、そのように評価引上げを行っている貸倒引当金の控除の後に、測定が実施されるべきである。引当金の設定、あるいは取消しには判断要素を含む。それゆえ、使用された方法の充分なディスクロージャーが示されなくては、異なった銀行の財務報告の比較を行うことは困難になるであろう。さらに、不当に高い過大な引当金の設定、あるいは特別のリスクとは無関係の準備金の設定は、しばしば、金融当局によって許されたり、勧告されたりしているのである。かなりの収入を生み出し、そしてそれゆえ、かなりの減価見積もりとなっているだろう株式と証券を所有している銀行に対して、読者は、この収入のどれだけが、そして減価見積もりのどれだけが、通常の銀行活動の業績にふくめられるのかを知る必要がある。それゆえ、銀行活動に関係した株式から生ずる収入、そして固定した価値をもつ投資は通常の業績の1部分と扱われるべきである。他方、非銀行企業の株式から生ずる所得は別固に取扱われるべきである。

すでに与えられた「経営業績」の一般説明への追加として、次の銀行業に関する説明が与えられる。

「銀行業は、貸倒引当金をふくむすべての経営コストを控除した後の、しかし例外的な利潤と損失、そして臨時の利潤と損失をふくめた上で通常の銀行事業の業績を明らかにすべきである」